

## 総務

## 委員会

## 議録

## 第十七号

平成十九年四月二十六日(木曜日)午前九時開議

出席委員

委員長 佐藤 勉君

理事 岡本 芳郎君

理事 谷 公一君

理事 森山 裕君

理事 寺田 学君

理事 今井 宏君

理事 鍵田 忠兵衛君

理事 実川 幸夫君

理事 関 芳弘君

理事 土屋 正忠君

理事 萩生田 光一君

理事 橋本 岳君

理事 福田 良彦君

理事 安住 淳君

理事 逢坂 誠二君

理事 園田 康博君

理事 田嶋 良生君

理事 土井 享君

理事 市村浩一郎君

理事 萩原 誠司君

理事 渡部 篤君

理事 岡本 隆義君

理事 木挽 昌彦君

理事 石田 真敏君

理事 鈴木 英明君

理事 岩谷 司君

理事 柴山 駿雄君

理事 淳司君

理事 幹雄君

同日 同日

同日 辞任

委員の異動

四月二十六日

補欠選任

柴山 昌彦君

馬淵 澄夫君

園田 康博君

西村智奈美君

市村浩一郎君

萩生田 光一君

馬淵 澄夫君

西村智奈美君

市村浩一郎君&lt;/

うことも十分考えられるわけであります。そういう意味で見ますと、むしろ株主総会ではなくて取締役会みたいな、民間企業の大きな方向性、大筋を検討するような、その中にボードメンバーで各代表がおられるというようなことなんだろうと思つてございます。

それで、大まかなところがその代表者会議で決められまして、あとは、そうすると民間企業でいふと執行部、現実に業務を行う方、この法案で申しますと、理事長、副理事長、また理事、監事というような方が執行部なんだろうと思うんですね、このような体制、今民間で例えて申し上げたわけでありますけれども、そういうように私は考えるわけであります。

そこで、一つお聞きしたいのは、理事長さんは代表者会議が任命する、ところが副理事長さんは理事長が任命する。理事長、副理事長双方が代表権を持つておられます。対外的には、代表権を今申し上げましたように、理事長は代表者会議で選任をされまして、副理事長は理事長が選任するというようなことになるわけであります。それが、そういうことで、副理事長は理事長の言つたとおりにお聞きになつてそのように動かれるという可能性が高いわけであります。民間企業では、ガバナンスということを非常によく言つております。相互的に奉公し合うということが重要なと、そういう観点で、そういうガバナンスのことをよく言われるわけであります。理事長また副理事長が代表権を持つていらっしゃつて、選出の仕方が異なると、最初にお伺いをいたしたいと思います。

○菅国務大臣 理事長については、これは代表者会議が任命することになつております。そして、法案では、この理事長の任命のもとに代表権をする副理事長を設置し、これによって経営管理の最高責任者である理事長を補佐して、機構の円滑な業務運営を可能にする、実はこういう体制を整えているところであります。

○谷口(隆)委員 ちょっとと回答になつていらないんです。要するに、理事長は代表者会議で選ばれるときには、私が今申し上げた相互牽制といいますか、そういう意味では問題ないのか、こういうことを申し上げたんです。

○菅国務大臣 基本的には、問題が生じることは想定をしてはおりません。機構の執行機関に対する場合は、今委員から御指摘されましたように、地方の代表者等で構成する代表者会議、また外部の有識者で構成する経営審議委員会、これによつてチエック体制というものが構築をされておりますので、適切なガバナンスというものが確保されるだらうというふうに考えております。

○谷口(隆)委員 次に、役員の兼職禁止規定といふのがありますね。この代表者会議の承認を受けた場合を除き禁止ということでありまして、逆に言うと、代表者会議の承認を受けた場合には兼職してもいいですよということになるわけであります。例えば、金融とか証券に関する知識に着目いたしまして民間企業の役員等を招くような場合があると思うんですが、代表者会議の承認を受けて兼職が認められたといったような場合に、機関と、仮に金融機関から来られた方がおられて、金融機関の方、利益相反するような場合があるんですね。地方公共団体に、ある銀行が融資をしていきます。地方公共団体による出資といふものでありますから、そのあたりは十分に注意して、その出資の多い少ないによって、そのことが反映されるような運営というのを通常考えられない

兼務可能としておりますけれども、最終的には、代表者会議が総合的な立場から兼職の承認について適切に判断するだろう、このように考えています。

○谷口(隆)委員 ですから、基本的には国の関与は最小限にということありますので、代表者会議で、定款なり規定なり、そのような利益相反が起こらないようにしていただくというようなことを期待するものでございますし、大臣の方からも何らかの形でそういう意思を伝えていただければというようつに思つ次第であります。

○谷口(隆)委員 次に、資金について申し上げたいと思います。次に、資金について申し上げたいと思います。これは地方公共団体が全額出資をするわけでありますけれども、巷間、どの程度の資本金になるのか、こういうように心配されている方もいらっしゃいます。これは機構に任せることでありますけれども、大臣として、どの程度の資本金が望ましいのかということをお聞きいたしたいと思います。

○菅国務大臣 基本的には、現行の政府出資百六十億円、やはりここを基本とし地方公共団体による出資といふものを検討しているというふう伺っております。

○谷口(隆)委員 それと、大きな団体もありますし小さな団体もありますから、地方公共団体間の出資比率に当然違いが出てくるんだと思うんですね。それで、受けどころもあるでしよう、出資しないところもあるかもわかりませんね。当然ながら、資本金の出資割合に応じて、一般的には、発言の重さが変わつてくるといいますか、発言権が高まつてくるわけですね。

そういうようなことが考えられるわけであります。

すれども、これは機関任せということでありますが、このような発言権についての違いが出資割合によつて出てくるわけでありますけれども、このよくなことに關しましてどのようにお考えのかお伺いいたしたいと思います。

○菅国務大臣 先ほど申し上げましたけれども、基本的に代表者会議で決めるわけでありますけれども、出資者である個別の地方公共団体のその多い少ないによってそうしたものが反映されて運営がされることには常識的には考へられない仕組みかなというふうに思つています。

○谷口(隆)委員 ちょっととわかりにくかつたんですけど、どういうことですか。もう一回ちょっとお話しします。そこで適切に対応するわけでありますけれども、出資者である個別の地方公共団体、これがの出資の多い少ないによって、そのことが反映されるような運営というのを通常考えられないというふうに思つています。

○谷口(隆)委員 だけれども、大体、出資割合に応じて発言が変わつくるというのは一般的でありますから、そのあたりは十分に注意して、そのようなことのないようにやつていただきたいといいます。

それで、その次でありますけれども、今回の法案の目的のところに、「機関は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその公営企業に係る地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、「これは現行法でもありますね、その次に、「地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、」こういう新しい目的規定がつけ加えられまして、現行よりその部分が広くなつておるわけであります。

それで、このような、資金調達に関して支援を

行うというようなことを入れた理由をお伺いいた  
したいと思います。

○岡本政府参考人 お答えいたします。

今回の改正の目的は、政策金融機関の役割を縮小して、地方公共団体の自己調達ができるだけ進める。その意味で、新しい機構は、地方公共団体単独ではできない長期の資金でございますとか、財政力の弱い団体等のそういう機能を補完していくというのが大きな目的でございます。一つは、直接的な資金を融通するという意味での補完、もう一つが、今申し上げましたような民間からの資金を調達するときにその支援をするという意味での補完といった、二つの補完する場面が考えられるわけでございまして、その意味で今回の今委員御指摘のような法規定の目的にいたしております。

このことは、政策金融に係る制度設計、閣議決定されましたものにおきましても、新しい組織は、「個々の地方公共団体の資金調達の環境整備を行なう」ということとされておりますので、地方公共団体の資金調達に関する調査研究、情報提供などの業務を加えたところでございます。

○谷口(隆)委員 まさにおっしゃるとおりで、最近は市場もいろいろ多様化しておりますから、民間から資金調達するといつても、いろいろな金利状況もありますし、そのようなことになれないかもしれません。現行の地方債計画によれば、あれであります。現行の地方債計画に、公営公庫資金は重要な原資になつておるわけであります。今回は絞り込むというわけですね。ちなみに、地方債資金に占める公営公庫資金の比率は大体おむね一〇%前後になつておるわけであります。今後は絞り込むということもあるわけありますけれども、この比率が変化するということは想定されるのかどうか、お伺いいたしたいと思います。

○岡本政府参考人 お答えいたします。

地方債計画におきます公営企業金融公庫資金の割合は、今委員御指摘のように、例えば平成十九年度でございますと、計画総額十二・五兆円のうち、公庫資金約一・四兆円でございますので、約一〇%程度となつております。

地方債について、全体の資金の流れを官から民に変え市場化を推進するということは、これまでの基本方針でも定められておりまして、重要な課題であるというふうに認識をいたしております。郵政民営化に伴います郵政公社資金の廃止、あるいは財政融資資金の段階的縮小等とあわせまして、今回の公営企業等金融機関の貸付規模についても、この基本的な考え方を踏まえて、段階的に縮減という考え方をいたしております。

地方債計画全体の規模にもよりますけれども、貸付規模縮小に伴つて、機構の貸付資金の比率も

段階的に減少していくというふうになると思われます。しかし、その際留意すべきことは、地方公共団体の建設投資といったものは、上下水道など住民生活に不可欠なものが多いということ、また、財政力の弱い市町村も法令等に基づきましてこうした仕事を担つているという事情もございまして、そのような団体でもきちんととの確な仕事ができるというもとで、今申し上げましたような基本的な傾向を踏まえて、資金の確保といったことに当たつていくことが必要であるというふうに思っております。

○谷口(隆)委員 冒頭申し上げましたように、地方公共団体側からして、このような機構に移行することによる変化が大きく影響することのないよううにやつていただきたいと思う次第であります。次にお伺いをいたしたいのは、この法案の二十二条でありますけれども、業務の範囲でござります。業務の範囲につきまして、公営企業の一項で八条でありますけれども、業務の範囲でござります。業務の範囲につきまして、公営企業の一項でありますけれども、二項で、公営企業として上下水道、交通、病院、公営住宅と挙がっております。六号の、これ以外の、事業の経費を当該事業の収入で充てる事業のうち政令で定めるものについては、機構の業務の重点化を図るという観点か

ら段階的に縮減するというようになつております。

また、三十条の二項では、行革推進法の規定による財政融資資金の地方団体に対する貸し付けの縮減にさせて、地方債の資金貸し付け及び地方債の応募について段階的に縮減を図るものとしているということであります。三十条の一項、二項で、段階的に縮減を図る、こういうことになつておるわけあります。

この新機関は、先ほど申し上げた上下水道、交

通、病院、住宅など、住民に密接な関係を有する社会資本整備を効率的に行なうために共同で地方債資金を調達するという考え方方に立ちつつ、現行公庫より一層絞り込むという考え方で、段階的に縮減を図るわけでございます。このように絞り込んでいくことになりますと、地方公共団体から見ると、必要な資金は機構以外のところから調達をしなければならないということに当然ながらなるわけでございます。

二十九条では、この機構は收支相償でなければいけないと。要するに、初めから収入を上回る以上なものを出せないとということになつておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、二項では、機構は、資金調達能力、財政状況を考えなくては、機構は、資金調達能力、財政状況を考えなければならない。しかしながら、今は漠としたお答えでありますけれども、何らかの形でそれを明示できるような、どの程度の明示なのがわからない、非常に困難であるということ

で、ある程度の基準を明示するということであれば、団体側から、これはもう機構の方から金は出さぬのだなど。そうすると民間なり資本市場から調達するということも考えられるわけでありますけれども、そのあたりがちょっと漠といたしておられます。これは、政令なり省令なり、また何か具体的な方法を通じて、このような指標を明示されることは想定されるのかどうか、お伺いいたしました。

○谷口(隆)委員 ぜひそういう観点でお願いいたしました。

もに、政策金融に係る制度設計において、「財政力の弱い地方公共団体の資金調達に係るセーフティネットを構築する。」とされたことを踏まえまして、各地方公共団体の財政状況だと、あるいは資金調達能力及び資金調達に伴う財政上の影響を適切に勘案することを定めておるものであります。

実際に貸付業務を行うに当たつてどのような基準を設定するかは、主体的には機関の判断によるものと思いますけれども、民間資金の補完という役割を基本としながら、地方公共団体の資金調達に支障が生じないように配慮しつつ適切な貸し付けが行われる、このように考えております。

○谷口(隆)委員 機構の問題なんですけれども、

しかし、今大臣おっしゃったように、やはり適切な状況をつくつていくとともに必要なんだろうと思うんですね。そうしないと、こういう抽象的な言いぶりでありますと、なかなか地方公共団体側も困るということなので、今は漠としたお答えでありますけれども、何らかの形でそれを明示できるような、どの程度の明示なのが、またそれは検討していただいたら結構でございませんけれども、お考えをいただきたいと思うのですが、もう一度、どうですか。

○菅国務大臣 今申し上げましたように、基本的には機関の判断によりますけれども、しかし、実際にこの目的どおりの融資が行われないということは、これはやはり支障を來すわけでありますけれども、そのあたりがちょっと漠といたしておられますけれども、そのあたりがちょっと漠といたしておられるのかどうか、お伺いいたしたいと思います。

○谷口(隆)委員 ぜひそういう観点でお願いいたしました。

これは、地方競馬とか競輪、とかオートレースとか競艇等の収益によって積み立てられる基金でありますけれども、これは、公営競技の施行

団体と非施行団体との間の収益の均一化を図ることを目的として公営競技の収益の一部を公営競技施行団体が納付した納付金を積み立てて、運用益を公庫の資金調達コストを下回るような特別利率、臨時特別利率による貸し付けから生じた損失の補てんに充てるものであるということでございます。

機構は今回、公庫の基金を全額承継いたしまして、一般勘定に設置される公営企業健全化基金に積み立てた上で、各年度におきましても納付金を積み立てるということにしておるわけでありま

す。しかし、地方財政法三十二条の二の根拠規定で、この納付金そのものが平成二十一年度には終えるというようになります。

それでお伺いをいたしたいわけでありますけれども、二十三年以降の態様については一体どのようにお考えなのか。ちなみに、この基金は、平成十七年度末現在には八千七百三十九億円と、かなりの金額になつておるわけでありますけれども、これについてお伺いいたしたいと思います。

○菅国務大臣 今委員御指摘のように、二十二年

までの五年間、ただ、実はこれは延長したばかりでありますので、二十三年度以降の納付金制度について、現時点でコメントすることは難しいのかなというふうに実は思ひますけれども、公営競

技の収益の均一化、そういう必要性があること

を踏まえながら、機構の利下げ貸し付けの所要額とその財源の見込み、公営競技の経営状況とか、また機構の経営状況もあります、そういうものを踏まえて、そのあり方というのはその時点での検討されていくものだなと思います。

○谷口(隆)委員 時間が参りましたのでこれで終

わせさせていただきますけれども、冒頭お話をいたしましたように、地方公共団体側からすると大変大きな変化でありますので、円滑にこの資金調達

ができるということは、地方公共団体だけではなくて國民に大変大きな影響を与えるわけでありますので、この変化が起つたときにはいろいろなトラブルも生じやすいわけであります。今回の場

合は、特に機構に全面的に任せることを目的として公営競技の収益の一部を公営競技施行団体が納付した納付金を積み立てて、運用益を公庫の資金調達コストを下回るような特別利率、臨時特別利率による貸し付けから生じた損失の補てんに充てるものであるということでございます。

○佐藤委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋(要)委員 民主党的田嶋要です。

きょうは、地方公営企業等金融機構法でございますけれども、これは政策金融といふんですかね、特殊法人改革とか政策金融機関の改革、あるいは行革推進法、こういったことで、今回初めて大がかりな整理が進んでいくというような理解を私いたしております。

大臣、まずお伺いしたいんですが、これは、小

泉さんのときに、政策金融というものの対GDP

比のカウント、GDP比で半減をしていくという

目標設定がなされたわけですね。この目標設定に

関しまして、私はそれはもう大変結構なことだと

いうふうに思うわけでございますけれども、当該

公庫の廃止ということによつて、公庫の融資残額

がなくなるわけでございますが、その部分という

のは、ここで言つている半減ということにはカウ

ントされておるんでしょうか。これは林副大臣の方から。

○林副大臣 田嶋先生御指摘のように、長い間の

議論の中で、当初の方だったと思いますが、政策

金融の対GDP比の半減という目標をつくつたわ

けでござりますが、これはあくまで、政策金融と

の経済財政諮問会議で分類をしていただきまし

て、今政策金融機関が担つてゐる機能をそれぞ

れ抜本的に見直して、完全民営化、廃止される機

関の機能を政策金融の外に切り出す、必要最小限

の業務を一つの新たな政策金融機関に担わせる、

こういう議論をしたわけでござります。

そこで、今委員が御指摘になつた半減という目

標を設定して、行革推進法の四条二号にもそういう

規定を置いております。その定義規定にも書いてあるとおりでございますが、この公営企業金融公庫の融資の残高は、この半減目標におけるなトラブルもないように、移行がスムーズに進むよう、大臣の方からもぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○佐藤委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋(要)委員 私もそこを確認いたしまして、まさにけれども、少し印象として同じようなイメージを持つたのは、公務員の数を減らし全然違う話ですけれども、少し印象として同じよ

うなイメージしていくとおりでございますが、この公営企業金融公庫の融資の残高は、この半減目標における減る方に入つて、そういうことでございま

す。

○田嶋(要)委員 私もそこを確認いたしまして、

全く違つた話ですけれども、少し印象として同じよ

うなイメージを持つたのは、公務員の数を減らし

ていくという話がありまして、独立行政法人を

いづばいづくりまして、独法の中に公務員型と非

公務員型、実際には公務員型があると、つまり、そこには国家公務員がいるにもかかわらず、総定員法の枠の外だ、そういうことで、公務員の数が

大きくなつたというような議論があつたわけでござりますけれども、この半減にこの部分を本当にカウントするのかどうか、すべきかどうかとい

うことに関しては、私は若干疑問を感じるわけでござります。

そこで、ちょっと、質問通告しておりますんけ

れども、林副大臣に続けてお伺いしたいのは、こ

れは、歴史的に、日本は政策金融、政府金融が大

変大きな割合を占める、ほかの先進国に比べても

そうだということがありますけれども、これは

一体、どうして我が国はこういうような金融の形

になつておるんだというふうにお考えですかね。

なぜこういう状況がありますあるんでしょうか、日本には、御所見いたさうと思います。

○林副大臣 必ずしも所管ではございませんが、せつかくの田嶋委員のお尋ねでござります。

先進五ヶ国がこの議論をしたときの政策金融に

お出でおりますが、アメリカが対GDP比で

当たるものと見て、当時の経済財政諮問会議の

資料で出でておりますが、アメリカが対GDP比で

五・四%、英國五・七%、ドイツはちょっと多い

んですけど、一六・七%、フランスが八・七に対しまして、日本は一九・一%とやはりかなり高かつた

ということであります。

いろいろな要因があるうか、こういうふうに

思つておりますが、そもそも直接金融と間接金融の割合、別の意味で直間比率と言つてもいいと思

うんですが、これが非常に大きいということがま

ず根底にあるのではないかというふうに私は思つております。

その中で、財投の改革というのをやりましたけれども、当時は預託義務というのがございましたので、入り口にどんどん入つてくるわけです。

そうすると、かなり余裕のある資金が入り口でど

んどん入つてくるので、財投計画そのものも大変

大きくなつてきた、こういう長年の背景がやはりあつたのではないかというふうに考えておりま

す。二〇〇一年くらいからだつたと思いますけれ

ども、預託の義務を廃止するということを含めて財投の改革をやつて、財投計画自体もかなり、当

時のピークからすると半分に近いところまで減つてきている、こういう状況がございますが、そ

ういういろいろな要素があった。

また、使いやすいということも事実でございま

す。今回も絞り切つたわけですが、半減するとい

うことは、政策金融自体は必要だという認識で必

要なものは残したものでござりますので、

財投の改革をやつて、財投計画自体もかなり、当

時のピークからすると半分に近いところまで減つてきている、こういう状況がございますが、そ

ういういろいろな要素があった。

また、使いやすいということも事実でございま

す。今回も絞り切つたわけですが、半減するとい

うことは、政策金融自体は必要だという認識で必

要なものは残したものでござりますので、

財投の改革をやつて、財投計画自体もかなり、当

時のピークからすると半分に近いところまで減つてきている、こういう状況がございますが、そ

ういういろいろな要素があった。

さらに加えれば、バブル後のいろいろなことが

あつて、民間の金融機関の方がやはり一部機能不全になつていて、そこも、補完という意味で、少し伸び切つてやつていた。

あつて、民間の金融機関の方がやはり一部機能不全になつていて、そこも、補完という意味で、いろいろな事情があつて、やはりGDP比の残

高が、先進諸国の中では高目に出でていた、こうい

うことが考えられるというふうに思つております。

○田嶋(要)委員 おつしやるとおり、我が国の場

合、実際、間接金融主流の慣行というか、そういうことだつたということは、私もそのとおりだと

思います。資本市場がもう少し整備されて、そし

て、直接的な資本調達の債券市場の充実、そういうことがやはり未整備だつたということも大きな要因だつたというのは、私もそのとおりだ

うふうに思うのですが、やはりもう一つは、同じよ

うな金融機関が縦割り行政の中でそれぞれの役所

にくつについてできてきたという印象は、私はやはり  
り否めないと思うんですね。

結果的に、八つ金融機関があつたわけで、今回それを初めて整理していくこうというわけなんですが、結局は、日本の行政の形に沿って、補完といふ本来の建前を大きく逸脱した形で、むしろ補完ではなくて主流のような役割、そして、もちろん、いろいろな意味で優遇措置があるわけですから、借りる側から見たらそれは便利ですよ、それはもう金利は安い方がいいに決まっていますから。そういうことで、何となくもう補完的役割を逸脱したようなところまで膨れ上がつてしまつたというのが実態ではないのかなというふうに思います。

そこで、次の質問でござります。今回のよきな整理、統廃合というのは大変歓迎をすべきだというふうに私自身も思つておるわけですが、この機構の前身でございますが、この機構の前身でございます公

庫に関して、これは一本化されて新政策金融機関というのができるわけでござりますけれども、この当該公庫の融資業務、これはなぜこの新しい金融機関に一本化できないのかということをお伺いしたいと思います。

**○林副大臣** この政策金融改革を議論していく中で、今まさに委員が御指摘になりましたように、やはり改革を進むにあたっては、民間の角兵の立場から見ると、

やはり政策金融としきのはあくまで業界専門であるべきだという観点で、先ほど申し上げましたように、経済財政諮問会議において機能を一つづつ見直していくて、この政策金融から撤退するもの、それから、先ほども申し上げましたが、必要であり残すものなどに分類をしたわけでございま

平成十七年の十一月二十九日付で、政策金融改革の基本方針というものを決めたわけでございま  
す。そこで、例えば中小零細企業、個人の資金調達支援等、今、国金がやつたり中小企業金融公庫  
がやつたりしているのですが、こういうものを含めた必要なものについて、行革推進法で新たに設立する今度の政策金融機関に担わせるということにしたわけでございます。

公営公庫は、この基本方針でどういう整理をしたかと申し上げますと、これは地方公共団体の同債券発行機能であるので政策金融のスキームで行う必要はなく、撤退するというのがそのときの整理でございましたので、これに基づきまして公庫を廃止して、資本市場等を活用した仕組みに移行するというふうにしたわけでございます。

その後、もう少し詳しい政策金融改革に係る制度設計というのを閣議決定したと思っておりますが、公営公庫の廃止後の新たな仕組みに関しまして、地方公共団体が共同して、自分たちで資金調達のための新組織を設立して公営公庫の業務を引き継ぐということが決まつたというふうに承知をしておるところでございます。

○田嶋(要)委員 それでは、いわゆる旧勘定、管理勘定の部分だけでも、いわゆる今申し上げた新政策金融機関、そちらの方で行っていくということ

とはできないのか。つまり、今回新たにつくられる機構の中には、これまでの資産・負債の管理と新たなこれからスタートする業務との全く別のものがあると思うんですが、そちらの部分に関して、少なくとも前者の部分に関しては國の方の新

しい金融機関で一本化していく、そういう検討はなされたんですか。

りられた資金については、国の強い関与が認められている新政策金融機関が引き継ぐよりも、地方が主体に運営をする今回の機構が引き継ぐ方が、より地方分権に資するというふうに思つております。

さらに、地方公共団体の立場からも、公庫資金と機構資金に関する事務を別々に行うよりも、まとめて執行する方が業務効率の上からもすぐれている、そういう観点からこのような措置をさせていただきました。

一部は例えば電力とかのそういうした資金ニーズ、それぞれの分野ごとに部門を分けるということはよくあることですね。事業部とかそういうことですね。なぜ二つ、全く違う組織をつらなきやいけないのかというところが私の素朴な疑問であります。本当に新たな機構をつくる必要性があるのか。

今回、GDP比で半分にする、そして、数もう一本化するという大きな基本命題があつたわけですね。二つは民営化される。それはいいわけですが、それでも、一本化されるといったときに、私は完全に一本化されると思っていました。ところが、実は、廃止と言つておきながら、同じ日に新しいものが一個誕生する。それは地方の共同団体だという名目ですけれども、何かはぐらかされたような印象を受けるわけですね。

本当だったら、一本化すればいい。どこに貸すんだつて一個の金融機関で、あくまで民の補完の団体としての金融機関は一個あればもうそれで十分じゃないか。それが、これまで、農業はこっち、中小はこっちと、一個一個縦割り行政の結果としてそういうものが誕生してきたけれども、これから申し上げたとおり、安い金利で借りられるにこしたことはないでの、必要ですかと聞けば、だれだって、必要です、あつた方がいいですと言つて決まつていると思うんですねよ。六団体に聞けば。だから、私は、そこはやはりもつと絞り込んでいく必要性があつたのではないかなどいろいろな印象を持っています。

加えて、政策融資資金というのがございますね。要するに、政策融資資金という形で、公庫あるいは今度の機構とは別に政策金融をするチャネルというのは今後も残つていると思うんですね。そこはどうでしょうか、大臣。これは今後もあるんですね。

○岡本政府参考人 現在、地方公共団体向けの融資で公営企業金融公庫以外の政策金融機関で行わるいは今度の機構とは別に政策金融をするチャネルというのは今後も残つていると思うんですね。そこはどうでしょうね。大臣。これは今後もあるんですね。

一部は例えば電力とかのそういうた資金二一、それぞれの分野ごとに部門を分けるということはよくあることですね。事業部とかそういうことですね。なぜ二つ、全く違う組織をつくらなきやいけないのかというところが私の素朴な疑問であります。本当に新たな機構をつくる必要性があるのか。

今回、GDP比で半分にする、そして、数ももう一本化するという大きな基本命題があつたわけですね。二つは民営化される、それはいいわけですがれども、一本化されるといったときに、私は完全に一本化されると思つていました。ところが、実は、廃止と言つておきながら、同じ日に新しいものが一個誕生する。それは地方の共同団体です。

だという名目ですけれども、何かはぐらかされた  
ような印象を受けるわけですね。  
本当だったら、一本化すればいい。どこに貸す

んだつて一個の金融機関で、あくまで民の補完の団体としての金融機関は一個あればもうそれで十分じゃないか。それが、これまで農業はこっちち、中小はこっちと、一個一個縦割り行政の結果としてそういうものが誕生してきたけれども、こ

こへ来て一本化する。借り手側から見れば、さつ  
きから申し上げたとおり、安い金利で借りられる  
にこしたことはないので、必要ですかと聞けば、

だれだって、必要です、あつた方がいいですと言  
うに決まっていると思うんですよ、六団体に聞け  
ば。だから、私は、そこはやはりもっと絞り込ん  
でいく必要性があつたのではないかなどというふう  
な印象を持つています。

加えて、政策融資資金というのがござりますね。要するに、政策融資資金という形で、公庫あるいは今度の機構とは別に政策金融をするチャネルというのは今後も残つてゐると思うんですね。そこはどうでしょうか、大臣。これは今後もあるんですね。

資銀行、農林公庫、それから沖縄公庫で行われております。これはそれぞれ、公害防止、それから造林、林野等の貸し付けというふうに、極めて限定的な貸し付けが行われております。十七年の実績でも三機関合計で約百七十億円という状況ではございます。

を中心として一兆円規模の融資を行うという意味での公営企業金融公庫の中心的な役割といったものは、なお必要であったということだらうと思ひます。

今後、具体的に新しい公庫でこれらの、今申し上げましたような限定的な政策金融を続けられるかどうかかということを、私は直ちにお答えする立

場にございませんが、そういう規模にとどまつて  
いるということをぜひ御理解いただきたいと思いま  
す。

○田嶋(委員) 今の質問は、公庫とは別に、いわゆる政策金融としての財政融資資金というののが存在するということは確認をさせていただいていますけれども、ござりますね、地方自治体に対する貸し付けという意味で。

○岡本政府参考人 政策金融機関以外に、現在要するに国が直接やつております財政融資資金といふ地方公共団体向けの貸し付けは、規模を縮小し

していくという基本的な方向でございますが、引き続き行われるものというふうに理解いたしております。

○岡本政府参考人 現在行われております地方公営企業金融公庫、それから政府が直接行つております財政融資におきますと、主に公営企業分野に関しまして、いわば公営企業金融公庫が行つております分野については、公営企業金融公庫が行つております資金融資と財政融資資金とがそれぞれ中心的な役割を果たして行われてゐる。  
それ以外の普通会社の分野、いわば民営財團で

ございまるとか国の直轄事業等の各種の公共事業にかかわりますものについては、これは財政融資資金が行っているというデマケが行われているわけでございます。

○田嶋(要)委員 そうすると、今御説明で述べた、そのデマケですと、財政融資資金のかばーしられている範囲と公庫の範囲では、財政融資資金の範囲の方が広いということですね。

○岡本政府参考人 いわゆる普通会計の分野で行われております地方債の公的資金の融資という意味では、財政融資資金が大きな役割を果たしているということでございます。

○田嶋(要)委員 大きな役割を果たしているかどうかじやなくして、所掌範囲、その両方のお金、どちらも地方公共団体に融資をするお金として、財源としてあるわけですが、どういう場合に借りられるかというのがあると思うんですけども、今おつしやった融資資金の方が、そういう意味では貸せる対象としては広いものという位置づけでいいですか。

○岡本政府参考人 普通会計の分野に関して申し上げますと、公営企業金融公庫資金が貸し付けでできる事業は、いわゆる道路、河川、高校という要するに臨時三事業と言っている分野でござりますので、残りの分野に関しては、財政融資資金が貸し付けているという状況でございます。

○田嶋(要)委員 ですから、そういうふうにお話を伺っていますと、私は、やはり、これは補完といいながら、同じようなものが二個あるという感じがどうしてもするんですね。これは、どうして機構を残さないと、あるいは新たに機構をつくりないと、政策金融として最小限の補完機能を果たせないのかというのは、私はよくわからないんですねけれども、大臣、もう一回お願いします。

○菅国務大臣 基本的には、資金の流れを官から民に、そういう形で私ども現在も行つておるわけありますけれども、しかし、上下水道、交通、病院などの住民生活に密着した社会資本整備について、地方公共団体が引き続き行つていくとい

う必要があつて、その事業は、民間からは調達が難しい長期の資金調達、そのために、地方債資金の自己調達は推進してはいますけれども、財政力の弱い地方公共団体においても、やはり安定的なる長期そして低利の資金調達を行うことが必要である。そういう中で、やはりこれを補完する組織として、機構というのには私は必要であつたというふうに思います。

○田嶋(要)委員 ですから、民間からの長期の低金利調達が困難な場合、それはあると思うんです。が、その場合に、この財政融資資金は使えないんですか。

○岡本政府参考人 財政融資機関も財政融資機関として、それぞれの調達した中で、長期、低利、地方公共団体の社会資本整備に向けて一定の役割を果たさせていただいているわけでございますが、先ほど来お話をさせていただきますように、今回の改革が、全体に官から民への流れそれから、地方公共団体が自律的に資金を調達していくだぐんという基本的な中で、長期の資金といったものについて、地方が自律的に集めるという姿勢からすれば、地方が共同して資金を調達するというuchannelをつくっていくということは、やはり地方分権の流れに資するものだというふうな考え方もあるわけを考えまして、今回のこういう機構を設立しているということでございます。

○田嶋(要)委員 地方分権という観点は一つあるんですね。あるんですが、一つ私が気をつけなきやいけないと思うのは、これは、国でも地方自治体でも、やはり官ですね。これは官から民へじやないんですよ。國から手が離れた組織であったとしてもであります。國から手が離れたから民営化と一緒にさせること、やはりそうじやないと思うんですよ。だから、が国から手が離れた組織であったとしてもであります。本当にこういうものをつくる必要があるの

か、納税者の立場から見てこれが本当にいいことなのかということを考えなきやいけないと思うんですよ。

それで、しかも、縮小がわかっている補完的な金融機能ですね。金融機能に常に財政融資資金というものがあつて、その財政融資資金で補完的な役割を果たしている。そういうときに、地方の共同という名目でこういう機構が新たに誕生するということに関して、私は先ほどから、本当に必要なんですかという疑問を呈しておるわけです。

言つてみれば、一つあるよりも一個あつた方が安心だべらいの感じで、財政融資資金は使うことはできるけれども、またもう一個とりあえず用意しておこう。何となくそういうような感じがするんですけど、そうすると、いつまでたつがするんでも、これはまさに分権の流れを加速させることはできないんじゃないかな。要するに、目の前に低金利でおいしいファイナンスがそこにあつたら、それはいつまでもそれにに対する依存的なことになってしまいますと私は思うんですけれども、大臣、いかがですか。

○菅国務大臣 田嶋委員の意見も私は一つの意見だと思いますけれども、しかし、現実問題として、地方公共団体、財政力の弱いところもたくさんありますから、そうしたところが、やはり生活に密着をしたものについて長期で低利な資金を獲得する、それについて地方公共団体が主になつて行うということは、私は今の現実的なものとしては必要であるというふうに思っています。

○田嶋(要)委員 そうしたら、次の質問に移ります。

こういう分権の中で、地方公共団体共同の組織として新たに立ち上げるということでございますと、確認でございますが、現在、公庫の役員の中には退職公務員や出向者がおいでだと思いますけれども、その数と、それから、これは地方の共同の組織ということであれば、その新しい機構の役員に国家公務員が天下りをするということに関しましては、ないということを確認させていただきたい

○**菅国務大臣** 役員の任命については、地方の代表者等で構成される代表者会議が、機構の役員にふさわしい経験だとか知識を有する人を任命するところになつております。これについて國は一切関与はしないところであります。

その際に、よい経営者を選定するためのさまざまな選考手段というものが検討されると思いますけれども、最終的にはこの代表者会議で決められることであるというふうに思います。

○**田嶋(要)委員** そうかもしませんが、国の意思としては、もうそういう時代じゃございませんし、まさに國から手を離れていつたものでございままでの、ぜひ、ふたを開けたら結局天下りの方がおいでだというような形にはしていただきたくないということを要望として申し添えます。

次に、新しい機構が融資ができる先でございますが、それは、融資先と、それから融資対象案件、そういうことで限定をされているというふうに思っています。そして、融資対象案件は限定列挙されておるわけでございますが、なぜそのように限定列举しているのかということ。

そしてもう一つは、例えば電気とか水道とか都市交通、そういう事業というのは、最近いろいろと民間セクターもやつておるわけでござりますが、そういった民間セクターは、この機構が提供する特別利率による借り入れ、それは借り入れれる資格がないものだと理解をいたしておりますけれども、そうすると、官民の間で条件に格差が出るのではないかなどといふうに思いますが、その点、いかがでしょうか。

○**菅国務大臣** 今回の政策金融改革の目的というのは、政策金融の役割を縮小して、地方債資金の自己調達というものを基本とするものでありますけれども、機構は、先ほど来申し上げていますけれども、相対的に財政力の弱い市町村を中心として、自己調達に限界のある長期、低利の安定的な資金を供給する組織として設立されるものであつて、この趣旨を踏まえまして、機構の貸付先を地

では、民間からの調達では限界のある長期、二年以上でありますと、住民生活に密着した社会資本整備事業に限定をしたということになります。対象事業については、当面、現公庫の範囲内とし、一定期間かけて絞り込むこととしておりますけれども、地方公共団体の資金調達に配慮しつつ、適切に対処してまいりたいというふうに思います。

そしてまた、電気、ガス等でありますけれども、そうした趣旨の中で、機構の貸し付けが民業の圧迫にならないようにと認識をしておりますけれども、こうした事業のように、民間と競合する事業については、今後とも、民間への事業の譲渡などか、民営化を積極的に推進していく、こういうことが必要だというふうに思っています。

○田嶋(要)委員 だから、機構が民間の金融機関と競合する点に関しては、補完的役割ということです。

私が申し上げているのは、借りる側の事業主体が必ずしも地方公共団体でない場合がある。その場合に、民間の事業主体は、この機構からは借り入れることができませんね。そうすると、そこで、資金調達サイドのコストという意味では、同じ条件では競争できないことになると私は思うんですけども、その点に関しての認識をお伺いしたいんです。

○菅国務大臣 民間と競合するものについては、これは、貸し出しにならないよう、限定しておりますので、そういうふうに理解していただきたいと思います。

○田嶋(要)委員 了解しました。

段階的に縮小する、これは結構でございます。先ほどの財政融資資金もそれからこの機構も、段階的に縮小する。私は大変中途半端な感じがするわけでございますが、一方では、これは地方六団体の組織なので、そういうことを法律で介入していいのかという議論もあるかも知れませんが、これは段階的に縮小するというふうにうたっている

んでしたら、つい最近やりました交付税特会の償還計画。これは、どうやつてこれから返していくかというのを、二十年計画みたいなものをつくりましたね。これがあくまで暫定的な過渡的な組織として位置づけられている、役割として位置づけられているんだつたら、やはり償還計画に似たような、どうやつて貸し出しの残高を減らしていくか、そういう計画をつくっていくべきじゃないかな。

それぞれ判断する。だけれども、こうやつて言つて  
いるのであれば、明確に縮小計画をつくつたらどう  
ですか。何となく、今のあり方というのは大変  
中途半端な介入の仕方のような感じがいたしま  
す。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

もはやと。ただ、新市長もこれについては国に要望したいというふうに報じられております。こうした今回の大量の無効票が出たこと、また補充立候補を経ての投票について、期日前投票というのは新しいやり方としてスタートしておりますので、この点についてはどのように見直しをされていくおつもりなのか。既に着手はされているようですが、見直しについての大臣の御所見を伺いたいと思います。

○菅國務大臣 委員御指摘のとおり、長崎の市長選挙においては約八千票の無効投票が出たわけでありまして、こうした点について、投票のやり直しができないかだとか、いろいろ御指摘をいたしております。この期日前投票制度というのには、期日前投票の時点での選挙権の有無を確認して、選挙人が投票用紙を直接投票箱に入れる制度でありますので、一人一票の原則からしても、現行法上は投票のやり直しということはできないこととなっております。

rezorete kanketsu suru.だけれども、こうやつて言つて  
いるのであれば、明確に縮小計画をつくつたらどう  
ですか。何となく、今のあり方というのは大変  
中途半端な介入の仕方のような感じがいたしま  
す。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。  
いました。

○佐藤委員長 次に、武正公一君。

○武正委員 民主党の武正公一でございます。

新機構法案の質疑をさせていただきます。

まず最初に、過日、地方選後半戦、二十二日に投開票が行われました。長崎の市長選挙、伊藤前市長が突然凶弾に倒れられたこと、本当に痛ましく、またあつてはならないということは、これは総務委員会あるいは国会の皆さん、同様にそういうお気持ちを持つておられると思いますし、断固、そうした銃の使用あるいはそうした組織犯罪、これについて徹底した政府としての取り組みを求めたいというふうに思いますし、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

そこで、過日、期日前投票についても総務大臣とやりとりもさせていただきました。投票券が告示日に届いていないこと、あるいは、県議選について言うと、最初の土日を過ぎて届いていることについて取り組みを求めて、大臣からは努力をしたいという御答弁をいただきました。

今回、期日前投票でやはり、選挙期間中に凶弾に倒れられて補充立候補ということもありましたので、大量の無効票が出たという報道になつております。特に、これまでの選挙からかんがみますと、その期日前投票で、伊藤前市長が倒れられる前の十六、十七両日の投票が七千を超えて、これまでの市長の得票率からかんがみると四千四百票ができないものか、こういったことは今も長崎市役所の方に問い合わせがある。長崎市役所とすれば、これはもう国が法律で決めているので、何と

望したいと、たゞ、新市長もこれについては国に要望したとした今回の大量的の無効票が出たこと、また補充立候補を経ての投票について、期日前投票というは新しいやり方としてスタートしておりますので、この点についてははどのような見直しをされていくおつもりなのか。既に着手はされているようでございますが、見直しについての大臣の御所見を伺いたいと思います。

○菅国務大臣 委員御指摘のとおり、長崎の市長選挙においては約八千票の無効投票が出たわけでありまして、こうした点について、投票のやり直しができないかとか、いろいろな御指摘をいただいております。この期日前投票制度というのには、期日前投票の時点での選挙権の有無を確認して、選挙人が投票用紙を直接投票箱に入れる制度でありますので、一人一票の原則からしても、現行法上は投票のやり直しということはできないことになつております。

さまざま課題がありまして、補充立候補の日時あるいはこの期日前投票、実は、この制度について調べましたら、今から五十数年前にできている制度でありますから、現在と時代も大きく変わりました。補充、伝達手段も違うわけでありますので、そういう中で、私どもはもう一度原点に戻つて見直しをする必要があるんじやないかな、そう思いまして、連休明けにも、学識経験者だとあるいは実際選挙事務に当たつている人に、補充投票は何日ぐらいでできるのか、そういう作業の状況等も議論をする中で、私どもとしては、総務省としての一つの見解を出させていただいて、各党会派の中で議論して決定をしていただければうふうに思つています。

○武正委員 期日前投票は五十三年前ではなくて最近始まっているわけで、五十三年前は補充立候補の制度ということで見直しが必要だということになります。

中には、だから期日前投票というのはある面りスクがあるんだというような言い方をされる方も

いるんですが、期日前投票が始まつた本来の趣旨は、やはり投票率を上げるというか、できるだけ有権者の方に投票の利便性を有してもらおう、こういう趣旨で、私は高く評価をしておりますので、その評価がさらに充実するための見直しとうのをぜひ御検討いただきたい。今、一人二票になるから難しいというお話をしたが、そのことも含めて御検討をいただきたいというふうに思います。

今度の地方選は、前回選挙にいたしまして、わたくしは、三割弱ですかね。で、いわゆる統一率は三割弱ですかね。ですから、千八百自治体であれば五百ぐらいでやつたんでしょうね。その今回地方選をやつた自治体で、投票率がいつ記述をされてない、あるいは記述

○**菅国務大臣**　この前の委員会でも、できるだけ最初の土日に投票できるように私どもも努力をしたい、そういう話を申し上げましたので、当然、そうしたことについてはきちっと調査というものはさせていただきたいと思っています。

が、いかがでしようか。

つ発送したのか、これをぜひお調べいただいて、また委員会に御報告をいただきたいと思うんです

○満月祭典 せひよみしぐお願いいいたします

それでは、本法案に移らせていただきます。

お手元に、委員長、理事会のお許しをいただいて資料を配付させていただきました。一枚目が地

方債の現在高の推移、それから二枚目が、おとと

い後藤委員の質問で総務省が理事会に提出をして

## いたいた公営企業金融公庫役員、職員の状況、

役員、職員の国家公務員出向者、出身者の割合と

いうものでござります。

一枚目、見ていただきますように、地方債の現

在高、これが年々ふえていつております。この額

が三百兆円を超過してゐるといふことであります

が、二の二百億円を超過した地方債の現状高、二九

が、この二日が日を越えた場合の現在高額化され

を大目にして多いと見るか少いとよいと見る  
か、少いと見るか。の二つは少いと見れば、

が少ないと見るか、もし多いと見るとすれば、

これをどうやって減らしていくかそれでいるのかお

答えをいたたきたいと思ひます。

○普國大臣 多い、少ないでいえば、GDPで見てもOECD諸国のは六倍もありまして、国際的にも極めて高い水準であるというふうに思つておりますて、この残高というものをできるだけ減少させていくことに全力で努めていかなきゃならないというふうに私も思つています。

基本方針の二〇〇六には、人件費などがあるいは公共投資など地方歳出の抑制に取り組むこと、地方税財源の充実確保を図ること、こういうことを実はうたわれておりまして、財源不足の縮小に努め、新規の地方債の発行を抑制するなど、財政健全化というものについて今進めていく必要があるというふうに思つています。

十九年度について申し上げますと、地財計画においては、地方歳出の抑制だと、あるいは景気回復に伴う税収の増加等によって、前年と比較をして地方債発行額を一・二兆円減少することができました。さらに、交付税特別会計借入金の償還も行なうことができるわけでありますし、地方債の残高は全体としては二兆円ぐらいうまく縮小するのではないかなど思つています。

○武正委員 多いという認識と減らさなければならぬという認識はわかつたわけですが、具体的にそれをどうやってとというのは、これは国、地方があわせての財政再建、これについて、まだまだ政府からは明確な方向性、プライマリーバランスを二〇一〇年代初頭にとるというのでは出されておりませんが、財政再建は出されておりません。この地方債現在高の推移、これをどういう形で減らしていくのか、これがやはり明確に示される必要があるうというふうに思います。

特に、これを見ますと、この十年間で倍増ですよね。既に私も指摘をしておりますが、やはりブル崩壊後の景気回復を地方公共団体が担わされた、これはもう否めない事実だと思いますし、後ほど再建法で夕張破綻についても、それは夕張のみならず、国、道、特に国の責任というものが問われるところはやはりここにあるというふうに思はざるを得ないのでござります。

そこで、地方債を市場からできるだけというような、市場公募資金もふやしておりますし、また、地方債の発行も自治体の自由度緩和、こういったものを進めているわけですが、そうはいつても市場から調達できない自治体等もあるよ、そういうところをやはり今回の新しい機構がカバーするんだよ、ただ、やはり地方共同法人の自主性に任せたい、ここら辺は総務大臣からお答えありますので、次の質問はちよと飛ばさせていただいて、実際、地方債、これは市場公募資金も含めて、できるだけ市場から地方債を調達するため、政府資金をどんどん減らすんだ、こういった流れだと思うんです。

シアチブは、貯蓄率の高いアジアの民間資金を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結びつけよう、そういうものであつて、アジア経済発展にとって重要なふうに思つております。その中で、政府等によるアジア通貨建て債券発行も課題の一つとされておりまして、日本の円建て地方債の国際化を図るということはその一助になるものと考えております。

○武正委員 大臣から前向きな御発言をいただきましたが、であるならば、やはり地公体の財政状況、その説明責任はそれこそ世界的に通じるものにしていかなければならぬというふうに考えるわけでありますので、当然再建法案で議論になつてまいりますが、夕張の例を見るまでもなく、一

船舶会計 特別会計などの連結財務諸表の作成 こういったものはやはり求められると思いますし、それから、今言うようなことを今度の新機構が対応を求めるされるとすれば、やはり人材には当然

金融の専門家のみならず、国際的にそうした地位にいた人を役員、職員に採用していくということが必要だというふうに思います。

そこで、旧機構の、また現機構でありますか、振り返つてみたいと思うんですですが、いわゆる臨時三事業、これがふえた理由、あるいは介護サービスがふえた経緯、これについてお答えをいただだけ

ますでしょうか。  
○菅国務大臣 昭和五十年代初めまでは公庫の貸付対象というのは公営企業分野に限定をされておりましたけれども、厳しい財政状況の中で地方債

の一層の活用が必要とされている、そういう中で政府資金の提供に限界があつたことを踏まえて、昭和五十三年度から普通会計分野の臨時三事業、これが貸付対象に追加されたのであります。

介護保険制度の導入を機に、地方公共団体が行う介護サービスが公営企業に位置づけられた。こういうことを踏まえ、介護サービス事業に対しても公庫の貸し付けが行われるようになつたという経緯であります。



なければ、先ほど触れたように、根拠法令、理由をお示しいただきたいと思います。

○**菅国務大臣** 先ほど申し上げましたけれども、時価でも簿価でもできるということです。

そして、いざれにしろ、機構が継承したものについて、外部の専門家を含めた評価委員会で、最終的に厳正、詳細に評価するだろうというふうに考えています。

○**武正委員** 時価でも簿価でもできる、法律の条文はそうなっていますが、民営化の一類型なのでやはり時価に統一をしたらどうですかというお話をと、あと、財務諸表を作成されるわけですね。これは十七年度のものであります。業務報告書というのでいただいております。

公営企業金融公庫が新しい機構になつて発足をした二十年度以降になるんでしょうか、こういったものができた場合に、やはり財務諸表が時価会計ということでいくべきだというふうに私は思うんですが、この点、時価でも簿価でもよいと。多分、財務諸表はこれまでどおり簿価でというお話だと思います。そのときに、簿価でよい根拠法令、理由はどこにあるのか、お聞きをしておりま

○**菅国務大臣** 三十五条の「原則として企業会計原則による」、その中で、民間でも簿価を行つて

○**武正委員** 独立行政法人、総務委員会委員長名で衆議院調査局に命令が下されまして、過日その報告書も当委員会に報告がございました。独法も毎年財務諸表を作成して、それは時価によつてといふことで、特にそれまで特殊法人だつた独法は、みんな独法になるときには、それそれ横並びで時価評価に評価がえをしている。私は、あわせてそのときには不動産鑑定、鑑定もやり直すべきだということを求めておりまして、今回、民主党の公務員制度の改革の法案とあわせて独立行政法人通則法の見直しの法案も提出をさせていただきますが、それにもううした項目を入れさせていただ

ります。

先ほど来、大臣が、官から民へ、市場にゆだねる、これから的地方債あるいは市場からの資金調達、ましてやアジアあるいは世界にそうした地方債も流通をさせていこうといったときに、債券の発行主体になる、あるいは地方債の発行に大きくかかわる新機構が簿価で財務諸表作成というのを、やはり説明責任上、大変それを果たし得ない

というふうに考へるわけです。この点についてはやはり、どちらでもよいといふ法律について、例えば与野党で修正協議が必要なのかもしれませんし、そうでなければやはり大臣の答弁で、説明責任上きちつと、時価評価でい

ますので、再度の御答弁をお願いします。三十五条をもつて、ほかでも簿価でやつているからということは、先ほど田嶋委員も質問しましたが、では、政府系金融機関の見直しというのは結局そんなものなのか、特に、二十五兆円も減りましたよと胸を張るけれども、結局は組織の衣がえじやないのかということが言われてしまう思

うんですね。昨日の質疑でも、後藤委員初め同僚委員からも、先ほどの谷口委員もそうですが、質問しても、いや、これはもう新機構が決めることです、国の中関はできるだけ減らさんと。そうはいつてもも、やはり國としての責任、新しい機構を立ち上げる責任があるうかと思います。この条文也非常にあいまいな、附則十条二項だと思います、どつちでもいいみたいな。

そういう意味で、改めて大臣の答弁できちつと明言をしていただかないと、質疑あるいはこれから野党合意のものとの附帯決議、あるいはそれこそ法案の修正協議など含めてきちっとしていかないと、我々民主党の立場からしても、残念ながらなかなか賛否の態度も決めかねるということです。ざいますので、やはり政府のそうした制度設計がきちっと貫した形で大臣の御答弁を再度求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**菅国務大臣** 十二条二項にもありますように、承認財産の時価を基準とする、こういうことにもなっておりますので、基本的には時価といふうに思っています。

○**武正委員** 基本的であるし、また三十五条は原則として」と書いてあるんですけど、あくまでも先ほどの説明責任をきちつと果たさずというふうとでお願いをしたいというふうに思います。

そこで、お手元に、おとといの後藤委員の質問のう御提出をいただいた資料がありますので、二ページ目をごらんいただきたいというふうに思います。

出向者あるいは再就職の方々が、現機構はこのように占めております。これについて、大臣としての御認識と、新機構で引き続きこうした形で出向、再就職が行われるのかどうか、これについてお答えをいただきたいと思います。

○**菅国務大臣** これもそう言われるのじやないかなと実は思いますが、基本的には、地方の代表者等で構成される代表者会議というものが役員の任命等については権限を持つわけでありますから、そういう意味で国は一切関与しないというふうに思っています。

また、職員の任用についても機構にゆだねられておりますけれども、国の特殊法人であります公営公庫を廃止し、地方が共同して設立する新機構に業務を移行するという改革の趣旨に基づいて判断されるだろうこのように思っています。

私ども総務省としては、この改革の趣旨というものを十分に踏まえる必要があるというふうに思っています。そういう中で、機構が円滑なスタートを切る必要性とか、あるいは代表者会議や地方公共団体の意向等も考慮するということも当然だと思います。そういうふうに思います。出向要請があつた場合は、機構と真摯に協議しながら判断をしていきた

場から資金を調達する、こういう中。また、先ほど大臣からも、アジアそしてまた国際的にも市場に対応できる地方債であるべき、ありたいというお話をともにいきますと、特に出向者が七十九名

中五十五名が現役出向、これが引き続き、新機構あるわけです。やはり人材を広く、専門家も募り、あるいは、この間、地銀協会の方も来ていただいたんです、地銀協会は現機構には入つておられませんけれども、やはりこれから地銀などに対する期待も、地方債発行について、あるいは貸し付けについて、かなり高いんだと思うんですね。当然、そうした金融機関からも入つていただきたい。お話をともにいきますと、特に出向者が七十九名

方針にも、中央省庁からの再就職そして現役の出向、独立行政法人も含めてこれは見直すんだとうたつておられるわけですから、要請があれば受けたいではなくて、やはりここは見直しをしてしかるべきというふうな明確な大臣の御答弁をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**菅国務大臣** 代表者会議は地方の皆さんと専門的知識を有する方で構成するのが最高の意思決定機関になるわけでありますし、この機構が円滑にスタートする中でどういうことが必要かというふうに思っています。それで、基本は、やはり改革の方針に基づいてやるというのが基本である、私はこのことだけはつきり申し上げたいと思います。

○**武正委員** という力強い御答弁がありましたので、特に総務省に、御要請があつても、やはり現役出向はまかりならぬ、しっかりと地方共同法人独自で人材もしっかりと集めるべしという毅然たる対応をしていただきたいというふうにお願いを申し上げます。







○岡本政府参考人 利差補てん引当金は、公庫が調達をしました金利と、特別金利ということでその年度に下げました貸付金利の差が現実にもう既に損失として顕在化をいたしているものでござりますから、その顕在化した時点でそれを引き当て、将来必ずそれは費用として発生するものでございますから引き当てる性格のものでござります。

したがいまして、過去の貸付債権を管理していく際に必ず発生する費用でございますので、過去の貸付債権を管理している管理勘定にこの引き当ては引き継いでいかないとその分だけもともと穴が出るということになりますので、これは引き継ぐことが適當だというふうに考えております。

○福田(昭)委員 筋は通っているようですが、しかし、もともと赤字を想定していないわけだから、最終的に一・二兆円も管理勘定へ引き継ぐわけだから、一千七百億円程度は、理屈は通っているけれども、しかし地方六団体としては、はい、わかりましたとなかなか言えないようなお金なんじやないかなというふうには考えておりま

す。  
もしどうしてもそしりリスクに対応するものだということであれば、それでは、今回、新しい機構の一般勘定に、こうした利差補てん引当金に相当するようなもの、あるいは利益積立金、新しい法律では利益積立金、こうなつてあるようですが、そのような特別な項目を設けなかつたのはなぜですか。お伺いをいたします。

○岡本政府参考人 新しい機構におきましては、利益及び損失の処理として、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは積立金と整理いたしまして、また損失を生じたときはそれを減額して整理するということといたしております。

この場合、積み上がった積立金につきましては、現公庫の利差補てん引当金と同様に、機構の貸付金に対応する利下げ分の補てんにも使われるというふうに考えております。

○福田(昭)委員 答弁の内容がよくわからなかつ

たんですが、このよな、同じよなものは今はつくつていなです。そういう時期が来たらつくるという意味なんですか。

○岡本政府参考人 時期が来たらつくるというのではなくて、今申し上げましたような積立金として整理をし、損失を生じたときにそれを減額していく中で、その利下げの補てんの引き當て

といつたことにも対応できるのではないかといふうに考えております。

○福田(昭)委員 そうすると、それは名前がついていない積み立てなんですか。どうなんですか。

○岡本政府参考人 每事業年度の損益計算においてその整理をしていくことがあります。

○福田(昭)委員 わかりました。特別そうした名前をつけたものはないということですね。

○福田(昭)委員 それでは、今の承継資産について総括をしてみますと、やはりどこかおかしいと思うんですね。

確かに、貸し主は、これは国が百六十億円出資して公庫をつくつたかもしれない、しかし、それに一生懸命協力をして、これは御案内のとおり、

それこそ財政融資資金は一錢も使わずに市場から公募して資金を集めてお金を地方に貸してきた、それも高金利で貸してきた。公庫の目的は低利

だつたけれども、低利じゃなくて高金利で貸してきた。そのためこれだけ財産が残つたというこ

とですよ。だからこの財産はできるだけ地方に返すというのが素直な考え方じゃないでしようか。(発言する者あり)異議なしという声が聞こえました。

たけれども、本当に、それこそ苦しんでいるところがあるから繰り上げ償還もしてくれるわけ

しよう。大臣、そこまで踏み込んでくれたんだから、これはもう、総務省と財務省の間でできない

ことなんですね。そこで法案を修正するほかない

余り正面切った提案はできませんが。

次に、地方債の共同発行機関についてお伺いしたいと思います。

今回の公庫の廃止は政策金融改革の一環として行われたわけですが、その内容は、財政融資資金の縮減を図るというのがどうも目標になつていてござりますが、いかがでしょうか。また、この機構をそのように活用する考えがあるかどうか、あわせてお伺いをいたします。

○菅國務大臣 今回の政策金融改革の目的というのは、政策金融の役割を縮小し、地方債資金の自己調達を基本とするものであります。この機構は、相対的に財政力の弱い市町村を中心として、自己調達に限界がある長期あるいは低利の安定的な資金を供給するための組織として設立されたものでありますから、その貸付対象というのと、上水道、下水道、あるいは病院、交通など、住民生活に密着したものに、関係した社会資本に実は限定をしたところであります。こうした機能からすれば、地方公共団体の地方債共同発行機関としての役割というものを見たしていいるんじやないかなというふうにも思つてあります。

機構の運営については、代表者会議というものがイニシアチブを持つて行うことになりますので、その将来的なあり方を含めてそこで適切な判断をされるんじゃないかなというふうに思つています。

○福田(昭)委員 大臣、先日の質疑のときにも申し上げましたが、読売新聞がやつた、全国の知事、市区町村長のアンケート調査ですと、小泉さんがやつた三位一体の改革で地域間格差が拡大した、こう感じている首長が九割なんですよ、一千八百

人いる中で、このお金の借り方、これがまさに財政力の強いところと弱いところでは、私は、市場の原理に任せたら、利子の高いところと低いところがそれこそ出てきて、地域間格差はますます拡大する方に行くと思いますよ。ですから、一生懸命地域間格差を是正しようと思つても、どんどん拡大してしまう。

東京都みたいなところは、どこの応援をいただきなくたつて、ちゃんとすべきらしい債券発行、地方債を発行できるわけですよ。ところが、田舎の市町村へ行つたら、とてもとも銀行は相手にしてくれませんよ。銀行なんか、最長だつて大体十年でしよう、二十八年なんて貸してくれませんから。そうしたら、借りられない自治体が出てきますよ。もう全く、夕張どころじやありません。

ですから、そんなことになるような地方自治行政じゃやはりだめだと私は思うんですね。ですから、いい方は目をくれなくていいですよ。やはり悪い方に目をくれてこれはやるべきだと思いますが、いかがですか。

○菅國務大臣 そういう自治体のためにも今回の機構を設立させようということでありますから、その趣旨は委員も十分わかつた上でのお話だと思います。私は、国全体を客観的に見て、それなりに標準化というんですか、そうしたことが必要だというふうに思つております。

○福田(昭)委員 時間が非常に中途半端になつちゃつたのですから、最後の地方分権改革についてはなかなか全部お伺いできなくなつてきましたよですが、一つだけお伺いいたします。改革のキーワードですね。最近、地方分権改革推進委員会の丹羽委員長が、「自己責任、自己決定、自己負担」というキーワードは自己責任、自己決定、自己負担までだつたと思うんですが、そこに自己

負担というものが入つてきましたよね。今までの地方分権改革のキーワードは自己責任、自己決定までだつたと思うんですが、そこに自己負担というものが入つてきましたよね。この自己負担が入つて来たということは何を意味するのか、大臣の御所見をお伺いできればと思います。

○菅國務大臣 どういう趣旨で言つたか私はよく

わかりませんけれども、しかし、本来のあるべき姿として、やはり自己責任や自己負担、自己決定、そこまでいくのは地方自治の理想の姿だと私は思います。しかし、現在は仕事が六なのに税は四、そういう状況でありますので、そうしたものを見終的な地方分権改革の姿として整理した上の中では出てきたんじやないかなと思います。

○福田(昭)委員 私も、自己負担ということは、地方が財政的にも自立をするんだ、こういう意味のなかなど解釈をいたしているんですが、そういう意味だということになれば、地方財政再建法がこれからできるんですけれども、そちらの方の手続が先に進められているわけですが、それ以前に、やはり地方の税財源をしっかりと確保して、地方が財政的にも自立できる体制を整えるということが大事だなというふうに思つてゐるんですね。

そこで、菅大臣が、最近、消費税を地方に、法人二税を国にというような発言をしているようですが、それは私も歓迎の方向ですが、ここでもうそろそろ内閣改造があつたら大臣がかわつちやうから勝手なことを言つてもいいとか、あるいは参議院選挙対策だということがないように、ぜひ菅大臣にはしっかりと取り組んでいただこうと要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○鈴木(淳)委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕  
○鈴木(淳)委員長代理 速記を起こしてください。

次に、逢坂誠二君。  
○逢坂委員 民主党の逢坂誠二でございます。

本題に入る前に、先ほど福田委員の方から話があつたことで若干話をさせていただきたいと思ひますけれども、大臣が、地域格差、これは正をして、しかもそれは、財政面において、税制のサイドからやらなければいけないということでのいろい

ろ御発言をされていることに対する対しては、まさにそのとおりだなというふうに私も思つております。

ところが、報道を見ましたら、東京都の石原知事が、「一大臣が言うことじゃない」とか、なかなか発言をしておるわけです。「東京が転んだら日本が転ぶ」とか、「国の財政のかじ取りが下手くそなため、東京の存在が際だつてしまつて、「東京からむしりとつて、「金の卵を産む二ワトリを殺したらどうなるか」ということを国のみが金持ちだからオリンピックをやるというなら、そこからむしり取れるだけ取ろう」ということです。

そこで、菅大臣が、最近、消費税を地方に、法人二税を国にというような発言をしておるわけですが、それは私も歓迎の方向ですが、ここでもうそろそろ内閣改造があつたら大臣がかわつちやうから勝手なことを言つてもいいとか、あるいは参議院選挙対策だということがないように、ぜひ菅大臣にはしっかりと取り組んでいただこうと要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○菅国務大臣

私は、今言い始めたことではなくて、私が大臣に就任した当初、財政諮問会議の中で、やはり税は一対一にしたい、そして偏在の小さい地方消費税、それを基幹税にしたい、こういうことを私は前から実は申し上げてきているところであります。そういう中で、東京の法人二税、本社があるということについてお話を少し伺いたいと思うんですが、私も実は公営企業金融公庫とは長いつき合いをさせていただきまして、実際に借り入れ業務も相当やらせていただきました。多分、私が役所へ入りたてのころに借り入れした公有林だとか草地事業の借入金はまだ残高が残っています。それぐらい長期の借り入れをやつてくれるところだなということで随分印象深く思つてゐるわけであります。

そこで、その中身に入る前に地方債のことについて若干お伺いをしたいんです。まず政府参考人の方にお伺いしたいんですけど、毎年度毎年度、地方債計画を樹立しているわけですが、地方債計画をそのまま理論どおり実施したとすれば、現在、地方債残高というのは地方債計画上は幾ら残っていることになるのか。そして、その地方債の理論値というふうに呼んでいいんでしょ

か、それと現在の実際の地方債の残高というのはどうぐらい差があるのか、これをまず政府参考人にお伺いしたいと思います。

○岡本政府参考人 スタート、起点をどこにとります。そして、このことは多くの国民の皆さんに、東京都民も含めて理解をされる日が来るだろうと私は思つています。

○逢坂委員 実は、この記事を読んだ国民の方から私のところへメールが来ました。その中身は、東京でそういうことを言うのであれば、食料など

か、水とか、空気とか、電気とか、あるいは原子力発電所とか、さまざま地方が担つてゐるもの全部東京都内におつくりになればいいの事にねというような話も來ました。

やはり国全体としてそれぞれが補完機能を持つてやつてあるんだというふうに思いますが、ぜひ、大臣、内閣改造などでかわることのないよう頑張つていただきたいなというふうに思つてます。もちろん政権をかえるのが一番いことなのかもしれないんですけど、そのときは我が方へ來ていただきたいとも構わないかと思つますけれども、この話はその程度にしたいと思います。

さてそこで、きょうは公営企業金融公庫を新しくするということについてお話を少し伺いたいと思つてますねと語つた」と。こんなことを石原知事は言つてゐるようなんですが、特に「一大臣が言うことじゃない」なんということについて、菅大臣、どうですか。

○菅国務大臣 私は、今言い始めたことではなくて、私が大臣に就任した当初、財政諮問会議の中で、やはり税は一対一にしたい、そして偏在の小さい地方消費税、それを基幹税にしたい、こういうことを私は前から実は申し上げてきているところであります。そういう中で、東京の法人二税、本社があるということについてお話を少し伺いたいと思うんですが、私も実は公営企業金融公庫とは長いつき合いをさせていただきまして、実際に借り入れ業務も相当やらせていただきました。多分、私が役所へ入りたてのころに借り入れした公有林だとか草地事業の借入金はまだ残高が残っています。それぐらい長期の借り入れをやつてくれるところだなということで随分印象深く思つてゐるわけであります。

そこで、その中身に入る前に地方債のことについて若干お伺いをしたいんです。まず政府参考人の方にお伺いしたいんですけど、毎年度毎年度、地方債計画を樹立しているわけですが、地方債計画をそのまま理論どおり実施したとすれば、現在、地方債残高というのは地方債計画上は幾ら残っていることになるのか。そして、その地方債の理論値というふうに呼んでいいんでしょ

か、それと現在の実際の地方債の残高というのはどうぐらい差があるのか、これをまず政府参考人にお伺いしたいと思います。

○岡本政府参考人 お答えいたします。

地方債計画の策定に当たりましては、普通会計分につきましては地方財政計画に基づき決定をしております。したがいまして、その地方財政計画に基づきます歳出の水準といつたものについて、累次の骨太等で、例えば投資的事業でござい

提といたしまして、平成四年度以降について、地方財政計画上の地方債発行額に補正予算が編成された場合の地方債計画改定による増加額を加え、これらの地方債が発行されたと仮定をいたしました場合には、決算が出ております平成十七年度末の地方債残高の理論値は百四十二兆円となるとされました元金償還額が償還されたと仮定いたしました一方、平成十七年度末決算の地方債の残高は百四十兆円ということでございまして、決算額の方が理論値よりも二兆円小さくなつて、こういう違いがございます。

この乖離がありますのは、一つは、翌年度の見込みでございます地方財政計画の計上額と地方団体の実質の決算ということは当然ある程度異なることでござりますし、投資的経費につきまして、決算が計画を下回るということも累次指摘されて、いることでござりますが、そういう計画と決算の実行の違いというものであろうかと思います。

○逢坂委員 そこで、引き続き政府参考人の方にお伺いしたいんですけど、地方債計画に計上する地方債総額というものは一体何によつて決められるのかということですね。いわゆる地方債がこれだけ必要だという需要だけによつて決められるのか、あるいはまた、地方財政全般の将来にわたる安定度合いといいましょうか、将来にわたる強さといいましょうか、償還可能額といいましょうか、そういうものによって決められているのか、あるいは、そうではなくて、もっと別の要素によつて決められているのか、これはいかがでしょうか。

○岡本政府参考人 お答えいたします。

地方債計画の策定に当たりましては、普通会計分につきましては地方財政計画に基づき決定をしております。したがいまして、その地方財政計画に基づきます歳出の水準といつたものについて、累次の骨太等で、例えば投資的事業でござい

ますと対前年比マイナス三とかいうような一定のライン、ガイドがあるわけございますが、そういう地方財政計画に基づいて、国庫補助負担事業につきましての地方負担、単独事業に対応した通常の充當率に基づく地方債の所要額を計上いたします。

また、十八年度から始めております、例えば退職手当債等の特例的な地方債、あるいは、地方財政全体の財源不足額を踏まえました臨時財政対策債あるいは財源対策債等の所要額を積み上げまして積算をいたしております。

また、公営企業会計分につきましては、国庫補助負担事業についてはその地方負担額、単独事業につきましては、地方団体から翌年度の事業計画等をお聞きいたしながら積算をしているという形で積み上げているものでございます。

○逢坂委員 そういう形で地方債計画が決まっていくわけですけれども、地方財政を規律する、要するに、将来とも安定的に不安のないようにしていくというような、そういう観点でのブレーキといいましょうか、たがといいましょうか、そういうものは地方債計画をつくる上では勘案されていりませんでしょうか。

○岡本政府参考人 地方債計画は、先ほど申し上げましたように、特に申し上げれば、歳出の反映として、具体的には、地方財政計画の歳出水準を決定していく中で地方債の計画の規模というのはその大宗が規定をされていくということにならうかと思います。したがいまして、地方債全体、現在交付税特会の借り入れ等も含めまして三百兆円弱の長期債務を抱えているわけでございますが、そういう意味での規律といいましては、新発債をできるだけ抑制していく、あるいは、交付税特別会計の借り入れを計画的に償還していくなどの歳出の見直しということによって、まず一義的にはやっていくことがマクロ的な措置としてはあるのかと思います。

また、ミクロの地方債の規律といいましては、個々の地方団体十八年度から協議制をスター

トさせていただきまして、原則自由ということにいたしているわけでございますが、実質公債費比率という指標を用いまして、それが一定数値以上につきましては許可団体になるということで、許可と見ながらミクロのその額の設定というものをやっているわけでございます。

また、あわせまして、今回国会にお願いをいたしております新しい財政健全化の法律という考え方の中では、実質公債費比率以外に、将来の負担といったものも指標として組み込むことによつて、その指標等が一定の水準になつた場合には健全化計画を自発的につくつていただくというような措置も新たに設けることによつて、地方債に対する規律といったものを確保していくこうというこどもでございます。

○逢坂委員 大臣、今のお話、多少わかりにくいところもあるうかと思うんですけれども、今の話を伺つていて、すなわち、自治体の側は地方債計画あるいは地方財政計画にほぼ沿つた財政運営をしてきたというふうに、少なくとも地方債残高を見る限りは言えるのではないかというふうに思つるでございます。

○岡本政府参考人 地方債計画の理論値と実際の今の地方債残高、二兆円程度しか違わないということでありますから、一%強しか違わないわけですね。そうして、しかしながら、今自治体財政を見ると相当厳しいし、先ほど大臣もおっしゃいましたGDP比で見ても、起債残高というのは必ずしも少ない額ではないだろうということを考えてみますと、これまでの国の財政運営に対して、確かにこれまでの國の財政運営に対する規律と相應する対策がどのようになされているのか、また、財政秩序が適正であるのかなどの観点から財政の健全性というなどをチェックする必要があるというふうに考えております。

○岡本政府参考人 地方公共団体の財政運営について、その健全性を確保する着眼点といたしましては、一般的には、一つは財政収支の均衡が図られているかという点、二つ目には公債費の負担状況など財政構造の弾力性が確保されているのか、あるいは、将来負担がどの程度に上つて、それに対する対策がどのようになされているのか、また、財政秩序が適正であるのかなどの観点から財政の健全性というなどをチェックする必要があります。これらの方針を踏まえまして、先ほども申し上げさせていただきましたが、既に国会に提出させていますけれども、従前の地方財政に対する規律といふのは国の制度上極めて甘かつたというふうに言えるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 現在の残高を見れば、いろいろな御指摘を受けるのはそのとおりなのかなということがあります。そこで、これまでの國の財政運営に対する規律と相應する対策がどのようになされているのか、また、財政秩序が適正であるのかなどの観点から財政の健全性というなどをチェックする必要があるというふうに考えております。

これらの観点を踏まえまして、先ほども申し上げさせていただきましたが、既に国会に提出させていますけれども、従前の地方財政に対する規律といふのは国の制度上極めて甘かつたというふうに言えるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 現在の残高を見れば、いろいろな御指摘を受けるのはそのとおりなのかなということがあります。

とは、これは素直にやはり申し上げる必要があるというふうに私は思います。ただ、これについても、地方がそれぞれの判断で行うことの中に含まれているということも事実だと思います。

○逢坂委員 そこで、今まさに大臣の口から出てまいりましたが、地方が独自の判断で財政規律をしていくことも必要だという話でございます。されども、これは政府参考人の方にまず最初に方の中では、実質公債費比率以外に、将来の負担といつたものも指標として組み込むことによつて、その指標等が一定の水準になつた場合には健全化計画を自発的につくつていただくというような措置も新たに設けることによつて、地方債に対する規律といつたものを確保していくこうというこどもでございます。

○逢坂委員 例えば、地方議会が監視をちゃんとしていくべきではないんだとか、住民がちゃんと見ていいければいけないという議論がよくされるわけですが、それども、その議会がちゃんとやるんだとか、住民がちゃんと見ているんだというときのポイントというのはどこだというふうに、財政のプロとしてお考えでございましょうか。

○岡本政府参考人 地方公共団体の財政運営について、その健全性を確保する着眼点といたしましては、一般的には、一つは財政収支の均衡が図られているかという点、二つ目には公債費の負担状況など財政構造の弾力性が確保されているのか、あるいは、将来負担がどの程度に上つて、それに対する対策がどのようになされているのか、また、財政秩序が適正であるのかなどの観点から財政の健全性というなどをチェックする必要があるというふうに考えております。

○岡本政府参考人 お尋ねの、各地方団体が抱えます将来の負担といつたものについてどのように考へるかということでございます。

その一つは、実質公債費比率といふのは、ある意味ではフローの数字でございますが、将来の負担といつたもののストックを反映した単年度のフローであるわけでございますから、これがある意味では一番客観的、頗る的にとらえられている、一番みんながわかりやすい指標ということになりますので、これらの数字につきまして、一八%が一定のラインといつたものは過去の経験則的にあるわけでございますので、これを他の、御自分の団体のいわば類似の団体と比べてどういうふうな水準にあるのかといつたことをチェックすることが、まず一番、必ず行うべきことではないかといふふうに考えております。

そういう意味で、私どもの、財政情報の開示といふ形で各地方団体にお願いをいたしておりますが、まず一番、必ず行うべきことではないかといふふうに考えております。

○菅国務大臣 財政情報の分析カードといったもの、あるいは財政指標を整備して、その開示を徹底するということで、財政の早期健全化や再生の取り組みを図つていただきたいというふうに考えているわけでございます。

政状況の一覧といったものにつきましても、当該団体のそういう情報について比較分析を類団と比べてできるようになります。あるいは、企業会計などにつきましても類似の業種等と比べたような形での取り組みを行うというようなことも行つております。

また、そういう団体、いわば許可団体がある意味では今かなりの団体に上つておりますので、地方財政の状況、ある意味では非常に厳しい状況が続いているということは私どもとしても認識をいたしているというところでございます。

○逢坂委員 今の話を伺つてみても、すなわち国

のマクロベースの地方財政計画、地方債計画の面

も、必ずしもかつては十分に地方財政の規律とい

うことを考えやられていないかたよな印象を

私は持ちましたし、では、個々の自治体がそれぞ

れの立場において財政の姿を判断したい、三年後

五年後、十年後はどうなるんだというような点に

おいても、これまで必ずしも十分な対策がとら

れていたのかなという印象が私は

するんですね。

実は、自治体の現場において、地方税、要

するに住民税、とか固定資産税というのは割と、

三年後、四年後といふのは大体この程度かなとい

うのは推計がしやすい。あるいは、地方税以外の

一般財源も多少推計がしやすいところがある。た

だし、それが補助金のようになつていく

と、これは一体どのくらいになるのかだんだんわ

からなくなる。それから、地方債に関して、許

可額がどの程度になるかということも必ずしも、

わかりやすいようでいてわからない。あるいは、

もつと言うと、これは岡本局長には失礼かもしけ

ないけれども、地方交付税、ある程度の総額はわ

かるけれども、その中に算定されている項目とい

うものが毎年度変わつてきますので、これにつ

いても必ずしも予見可能性が高くない。

だから、私は大臣に見解を伺いたいんですけれ

ども、地方議会において、自分の自治体の財政の将

来推計をせよと言われてもなかなか容易ではない

とが、ひいては、いわゆる地方銀行を初めてする事業をどのように行うかということについていえば、それはもともとその団体の判断ということであろうと思います。

ただ、地方債を起こす、そもそもそういう投資的事業をどのように行うかということについていえば、それはもともとその団体の判断ということであろうと思います。

○遠坂委員 そこで、公庫から機構になることにについて、これまでさまざまな質疑がこの委員会であつたわけですが、幾つかの部分において、例えば出資額は六団体を中心機構の方で今後鋭意検討されるありますとか、あるいは業務の範囲についても、それは機構ができたら機構の最高決定機関でいろいろ議論されるでありますよとういうようなことをおっしゃっている。

非常に、地方の側、自治体の側の裁量が広がつたような印象も持つわけですが、具体的に、その機構の自主性というのはどの範囲において広がっているんでしょうか。具体的に、機構の自主性といふのはどの範囲において広がっているのか。機構に変わることによって自治体側の自主性はどの範囲において広がっているのか、再度政府参考人にお伺いします。

○岡本政府参考人 委員の御質問に関しますものについて、いわば現在の公営企業金融公庫と新しい機構に対する国の関与といった面で比較をさせていただきますと、例えば、現在の公庫役員につきましては、当然、総裁、監事等を国が任命をいたしますが、新機構では一切国は関与をしないということでおざいますし、事業計画等につきましても、国の、総務大臣の認可が必要になるわけでもございますが、新しい機構ではこれは届け出ればいいということでござります。また、資金を調達するための債券の発行につきましては、現在は発行ごとに認可が必要なわけでございますが、代表者会議で決定されることに基づきまして、自由に、一切なしに発行できるなど、いわば地方の共同法人として、機構の基本的な運

営に関する事項は国の関与を基本的になしに行なうことができるという意味では、自由度が高くなっているふうに考えております。

○岡本政府参考人 業務の範囲についての自主性といふのはいかがでしょうか。

何回かお答えさせていたたいておりますけれども、今回の改革といったものが、政策金融機関、いわば公庫の果たしてきた役割といつたものを基本的に縮小して、地方団体については自己調達を基本として行う。その際に、やはり自分たちの調達できない長期のもの、あるいは財政力の弱い団体等の自己的な資金調達の支援を行うということに限定をしていくという基本的な考え方

方の中、上下水道等、基本業種にかかわりますものについては引き続き行うということにいたしましてますが、それ以外の分野については、政令等で定める分野について段階的に縮小するということにいたしております。

○遠坂委員 ということは、公庫から機構に変わることによって、自治体の側の目線で見てみると、本質的な意味での自由度は余り広がっていないのではないか。要するに、公庫、もしくは機構方団体にしてみると、私は、責任が高まるることは悪いことだとは思ってはおりませんが、そのことについて批判をするつもりはないのですが、今回のことによって財政規律の面でもそれほど効果が上がるというふうには、必ずしも直接的には思えない。

それから、どの貸し付けをどうするかということについても、その範囲を広げられるという点においては必ずしも自由度は高くない。要するに、債券を発行するということと、それを運用してどうやつて貸し付けをするかという点においては、これは自由度というよりも、その部分の責任を負うに読み取ることは、大臣できないでしようか。これは自由度というよりも、その部分の責任を負うことになつたというふうに見るのが私は正しいのではないかかなというふうに感ずるんですが、まあ、いいでしよう。

といいますのは、現在の公庫が、先ほど来も質問ありましたが、七十九名のうち五十六名が國からのお出でというか出向というか、それで占められている。そうして、原則的には、前の取り決めに

○菅国務大臣 代表者会議の半分は地方の皆さんと臨時三事業に貸付対象が限られているけれども、そこについて代表者会議が話し合つて、これもはもつと範囲を広げるべきだとか、あるいはもう少し別なものにすべきだというようなものについても、そこで決めれば国としては対応するという意味も含むんでしょうか。そうではないんでしょ

うか。分野をもう少し限定してお話ししただけれどと思います。

○菅国務大臣 そういうことではなくて、今決められた中での話になります。

○遠坂委員 ということになりますと、要するに、枠の中では自由ですよと言われているけれども、本質的な意味の自由度ではなくて、やはり地

上るというふうには、必ずしも直接的には思えない。

命令でも決めていて、その範囲を基本的には逸脱できないということですから、自由度が高まつたのではなくて、責任が重くなつたというふうに読み取ることは、大臣できないでしようか。これは自由度というよりも、その部分の責任を負うことになつたというふうに見るのが私は正しいのではないかかなというふうに感ずるんですが、まあ、いいでしよう。

といいますのは、現在の公庫が、先ほど来も質問ありました、七十九名のうち五十六名が國からのお出でというか出向というか、それで占められ

ますから、これまで専門性の高い職員がやつていたものを、人、物、金は出しませんよという建前はわかるんですけども、大臣、それで本当にやれるというふうに思われますでしょうか。

○菅国務大臣 それは私は、代表者会議、地方公共団体の皆さん、そしてまた専門家の人も当然そこに入つてくるわけでありますから、そういう中で運営されることを期待したいというふうに思

ます。

そして、理事長以下もその代表者会議で決定をするわけでありますので、それはやはり、そうした専門的な知識を有する人の代表者会議、そして理事長以下のそういう職員も含めて、先ほども専門家を採用するという話もありましたけれども、その自由度も含めて私はできるというふうに思っていますし、期待をしています。

○遠坂委員 この部分はきっと、実際、現場では相当大変な御苦労をされることになるのではなくかと思うんですね。それで、この場では、細かい、それでは実際に事務をどう引き継いでいくかとか、どういう体制でやるかというところまではなかなか議論はできないとは思いますが、いかと思ふんですね。それで、この場では、細かい、それでは実際に事務をどう引き継いでいくかとか、どういう体制でやるかというところまではなかなか議論はできないとは思いますが、いかと思ふんですね。それで、この場では、細かい、それでは実際に事務をどう引き継いでいくかとか、どういう体制でやるかというところまではなかなか議論はできないとは思いますが、いかと思ふんですね。それで、この場では、細かい、それでは実際に事務をどう引き継いでいくかとか、どういう体制でやるかというところまで

いて、やはり地方の皆さんに自主性のもとに行つていただきたい。ただ、相談があつた場合、円滑にいきそうであれば、それは適宜、天下りとかそういうことではなくて、円滑にいくのが一つの大好きな目標でもありますので、相談には乗らせていただく。私どもの方からどうこうすることは言わないということです。

○逢坂委員 了解いたしました。

それでは、実は私も地方財政の仕事をやつていて、この公庫の果たしてきた役割の大きさというのは痛感しているものですから、やはりこの機能が急激に変化することに対しては相当大きな不安があるというふうに思いますので、ぜひ円滑な移行と、しかしその円滑な移行の中には、従来の悪かったと言われるところはきちっとそき落としていけるようお願ひをしたいと思います。

それと、最後ですが、実は、今回この公庫が機構に変わることによって、これまでの公庫の機能そして機構の機能も段階的に縮小するということが言われているわけですね。段階的に縮小するというのはどういうことか。それは、調達先、公庫が調達する範囲から貸し付けを受ける範囲を小さくしていくのか、あるいは、そもそも地方自治体の発行する起債総額を縮減していくということにもつながるのか。このあたり、政府参考人、いかがでしようか。

○岡本政府参考人 今回の制度設計におきまして、公的な分野、機構の業務の重点化ということがございます。これは、全体の貸付規模といったものを、財政融資資金等もにらみながら規模全体を縮小していくということと、それから、上下水道等住民生活に直結した公営企業の分野といったもの以外の、いわば対象的にはそういう意味での密着度が弱いようなものをできるだけ縮小していくことによって分野も重点化をしていくという、二つの要素があるものというふうに考えております。

○逢坂委員 これで最後の発言にしたいと思います。

そういう中で、大臣に最後お伺いしたいんですけれども、例えばあります、今手元に、平成十七年度の自治体の下水道会計の決算の状況を手にしているんですけど、これを見ると、三千六百三十二ある自治体の下水道会計、これは小さな特定公共下水とか流域下水を除いて、三千六百三十二のうち、使用料だけで汚水処理を全部賄えているというのは七十三しかないんですね。そして、ではその使用料で全部汚水処理料を賄おうとすれば、今の使用料を大体一・六倍ぐらいにしなければ賄えないというような相当厳しい。

これは例えば下水道会計だけの状況なのでありますけれども、自治体の資金手当てというものに

関して、これまで原則的に資本形成的なるものが今相当パンクしそうな状態になつてゐるわけ

だけにお金が回つていてわけですが、少し別の考え方というものが、例えば病院事業とか交通事

業とか下水道事業、水道事業、さまざまな会計

で、少し目先を変えていく必要が今後あるのではないかという気もするんですが、このあたり、いかがでしようか。

○菅国務大臣 基本的には、それぞれの自治体でまず努力をしていただく、例えば病院事業についても委託だとかいろいろなことを今私どもも指導させていただいていますけれども、しかし、そういう中でもやはりどうにもならない部分について

は、私ども国としてそれはしっかりと調整をしていくということも私は必要だというふうに思っています。特にこの前も指摘をされましたけれども、

私は自身は、この病院そして下水道というのがそういう中でも一一番問題があるのかなというふうに考

えております。

○逢坂委員 以上で終わります。どうもありがとうございました。

○佐藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五分散会

平成十九年五月十日印刷

平成十九年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K